

指定障害福祉サービス利用契約書

社会福祉法人 鐘の鳴る丘
指定障害福祉サービス事業所 どんぐり

____様 (以下「利用者」という。)と社会福祉法人 鐘の鳴る丘 (以下「事業者」という。)は、利用者が事業者の運営する指定障害福祉サービス事業所どんぐり (以下「事業所」という。)から提供される就労継続支援事業 B 型サービス等を受け、それに対する利用料金を事業者に支払うことについて、次のとおり契約 (以下「本契約」という。)を締結します。

第1条 (目的)

本契約は、利用者の自立と社会経済活動への参加を促進するために、事業者が利用者に対して必要な障害者自立支援法に基づく就労継続支援事業 B 型サービスを適切に提供することを定めます。

第2条 (期間)

1. 本契約の契約期間は、平成 年 月 日から利用者の訓練等給付支給期間満了日までとします。
2. 契約満了日の7日前までに、利用者から事業者に対して、文書により契約終了の申し出がない場合には、さらに同じ条件で更新されるものとし、以後も同様とします。

第3条 (個別支援計画及び受給者証)

1. 事業者は、常に利用者の課題と意向を把握し、ケア会議を開いてサービス管理責任者が利用者の個別支援計画を作成します。この個別支援計画については、事業者が利用者に対して説明して同意を得たうえで作成することとし、利用者はいつでも個別支援計画についての説明を求め、意見を述べることや変更を求めることができます。
2. 利用者は、受給者証記載事項に変更があった場合には、速やかに事業者に変更内容を知らせるとともに、事業者の求めに応じて受給者証の内容を確認させるものとします。

第4条 (サービス内容)

事業者は、前条に定める個別支援計画に基づき「サービス利用契約重要事項説明書」に掲げる次のサービスを提供します。

- ① 就労の機会の提供及び生産活動の機会の提供
- ② 就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練
- ③ その他の必要な支援
- ④ 本事業所とは別の場所で行われる企業実習等への支援
- ⑤ 一定期間利用がなかった場合に当該利用者の居宅を訪問して行う相談援助
- ⑥ 年間事業計画に基づいたレクリエーションの実施

第5条 (利用料)

1. 利用者は、前条に定めるサービスに対して、市町村が定める訓練等給付費額及び「サービス利用契約重要事項説明書」に定める所定の利用者負担額及びサービス利用にかかる実費負担額を事業者に支払います。ただし、訓練等給付費額については、事業者が市町村から代理して受領しますから、利用者が直接支払う必要はありません。

実費負担分は次のとおり

- ① 「創作活動」「レクリエーション活動」にかかる材料費などの実費
- ② 食費 (昼食はご希望により給食業者に配達依頼しますが、現在の単価は320円と370円です。一ヶ月分まとめてお支払いいただきます。)

③送迎費

集合地点からどんぐりまでの送迎サービス利用にかかる費用は、無料です。

また、送迎車両の派遣地域以外の遠方からの通所者には、市町による通所費補助金額の範囲を超え、自己負担金が著しく大きな部分においては送迎サービスの受益公平の観点から利用者との協議のうえで施設において助成する場合があります。

④行事参加に伴う費用の利用者一部負担金

⑤その他サービス利用にかかる費用の内、利用者と話し合いの上決定した一部負担金

2. 利用者は、事業者が計算して請求した前項の利用者負担額及びサービス利用にかかる実費負担額について、当月分を翌月15日までに支払います。

第6条（利用の中止、変更、追加及び工賃の支払）

1. 利用者は、利用期日前において、個別支援計画で定めたサービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を契約支給量の範囲内で追加することができます。この場合にはサービスの実施日の前日18時までには事業者申し出るものとします。
2. 事業者は、第1項に基づく利用者からのサービス利用の変更・追加の申し出に対して、当該利用希望日の利用状況等により利用者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を利用者に提示して協議します。
3. 事業者は、第3条に規定する個別支援計画において就労継続支援事業B型サービスの内容を定め、利用者に対して適切なサービスを行います。
4. 事業者は、事業収入から必要経費を控除した額に相当する工賃を利用者に支払います。

第7条（事業者の基本的義務）

1. （自立等の支援）事業者は、利用者に対し、利用者の自立と社会経済活動への参加促進の観点から、必要なサービスを適切に行います。
2. （利用者の意思等の尊重）事業者は、利用者の意思と人格を尊重し、常に利用者の立場にたって、就労継続支援事業B型サービスを提供します。

第8条（事業者の具体的義務）

1. （安全配慮義務）事業者は、サービスの提供にあたって、利用者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
2. （説明義務）事業者は、本契約に基づく内容について、利用者の質問等に対して適切に説明しなければなりません。
3. （守秘義務）事業者及びサービス従事者は、本契約によるサービスを提供するにあたって知り得た利用者やその家族等の秘密について、正当な理由がある場合を除き第三者に開示することはありません。
4. （身体拘束等の禁止）事業者は、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除いて、身体的拘束等その他利用者の行動を制限する行為を行いません。
5. （苦情対応）事業者は、第16条に基づく苦情の受付・解決に際し、その内容を記録します。また、苦情に対して市町村等が行う調査等に協力し、指導又は助言を受けた場合は、必要な改善を行います。
6. （記録整備保存義務）事業者は、サービス提供に関する記録を整備し、サービス提供日から5年間保存します。利用者は、事業者の窓口業務時間内に自分の記録を見ることが出来ますし、実費を負担してコピーすることができます。

第9条（事故と損害保険）

1. 事業者は、サービスの提供によって事故が生じた場合には、速やかに市町村・利用者の家族等に連絡して必要な措置を講じます。
2. 事業者は、サービスを提供するにあたって、事業者の責任と認められる事由によって利用者に損害を与えた場合には、速やかに利用者の損害を賠償します。

第10条（契約の終了事由）

本契約は、以下の各号に基づく契約の終了が生じた場合に終了するものとします。

1. 利用者が死亡した場合
2. 事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
3. 事業所の滅失や重大な毀損により、サービスの提供が不可能になった場合
4. 事業所が事業者の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
5. 第11条から第13条に基づき本契約が解約又は解除された場合
6. 第2条の契約期間が満了した場合（但し満了前に契約更新の手続きがとられた場合を除く）

第11条（利用者からの中途解約等）

1. 利用者は、本契約の有効期間中、本契約を解約することができます。この場合には、利用者は契約終了を希望する日の7日前までに事業者へ通知するものとします。
2. 利用者が、前項の通知を行わずに施設から退去した場合には、事業者が利用者の解約の意思を知った日をもって、本契約は解約されたものとします。

第12条（利用者からの契約解除）

利用者は、事業者もしくはサービス従事者が以下の事項に該当する行為を行った場合には、ただちに本契約を解除することができます。

1. 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める就労継続支援事業 B 型サービスを実施しない場合
2. 事業者もしくはサービス従事者が第8条第1項から第5項に定める義務に違反した場合
3. 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失により利用者の生命・身体・財物・信用を傷つけることなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
4. 他の利用者が利用者の生命・身体・財物・信用を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において事業者が適切な対応をとらない場合

第13条（事業者からの契約解除）

事業者は、利用者が以下の事項に該当する場合には、本契約を解除することができます。

1. 利用者が、他の利用者の生命・身体・財物・信用を傷つけることなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせ、その状況の改善が見込めないと判断した場合
2. 利用者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者の生命・身体・財物・信用を傷つけることなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせ、その状況の改善が見込めないと判断した場合
3. 利用者に支払能力があるにもかかわらず第5条に定めるサービス利用料金の支払いが3ヶ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらず故意に支払わないと認められる場合
4. 利用者は、第13条1項、2項、3項により事業者へ損害を与えた場合、その損害を弁償し、又は原状に復する責務を負うものとします。

第14条（身元引受人）

1. 事業者は、利用者に対し、身元引受人を立てることを求めるものとします。ただし社会通念上、これができない相当の理由があると認められる場合は、その限りではありません。
2. 身元引受人は、本契約に基づき利用者が債務を負うときは、利用者と連帯して履行の責任を負うものとします。

第15条（緊急時等における対応方法及び非常災害対策）

1. 事業者は、利用者に病状の急変が生じた場合は、医療機関への連絡等必要な処置を講ずるとともに、予め届けられた緊急連絡先に速やかに連絡します。
2. 事業者は、消火設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、関係機関への通報及び連絡体制を整備し、定期的に従業者に周知します。また、非常災害に備えるため、定期的に避難、救

出訓練を行ないます。

第16条（苦情解決）

1. 利用者は、本契約に基づくサービスに関して、いつでも「サービス利用契約重要事項説明書」に記載されている苦情受付窓口に苦情を申し立てることができます。
2. 利用者は、本契約に基づくサービスに関して、「サービス利用契約重要事項説明書」に記載された第三者委員及び広島県社会福祉協議会に設置されている運営適正化委員会に苦情を申し立てることもできます。

第17条（虐待の防止及び身体拘束等の禁止）

事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 人権の擁護、虐待の防止等に関する責任者の選定及び必要な体制の整備
- (2) 成年後見制度の利用支援
- (3) 苦情解決体制の整備
- (4) 虐待の防止を啓発・普及するための従業員に対する研修の実施
- (5) その他、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため必要な措置

第18条（協議事項）

本契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、事業者は障害者自立支援法その他諸法令の定めるところに従い、利用者と誠意をもって協議するものとします。

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、利用者及びご家族若しくは立会人並びに身元引受人と事業者が署名捺印のうえ、各1通を保有するものとします。

平成 年 月 日

事業者 住 所 福山市新市町大字常1064番地4

事業者名 社会福祉法人 鐘の鳴る丘

代表者氏名 理事長 豊高 英治 ⑩

（ 指定障害福祉サービス事業所 どんぐり・事業者番号 3411501095 ）

利用者 (住 所) _____

(氏 名) _____ ⑩

家族または立会人等

(住 所) _____

(氏 名) _____ ⑩